

法曹一元制度の長所と短所(臨時司法制度調査会意見書より)

裁判官任用制度の民主化に向けて	
長 所	短 所
<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士は、国民とより直接のつながりを持っており、裁判官を国民的基盤に基づいて任用をすることで、司法部の魅力が高まる。 ・ 弁護士は職務自体が民衆の味方であり、国民との間に血の通った裁判が行われるようになる。 ・ 司法に国民の意思を反映させ、民主主義の目的を達成する現実的な手段である。 ・ 世間一般と接触している弁護士がより民主的である。 ・ 弁護士は社会からの厳しい批判にさらされており、弁護士の中から裁判官を選考すれば誤りがない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 司法の民主化の意味と、弁護士が民主的であるとする考え方の根拠が不明である。 ・ 国民の信頼は、裁判官個人の教養と人格いかにある。 ・ 弁護士に対して、社会一般の信頼があるか疑問であり、一般国民の親近感もない。 ・ 司法の民主化のための手段としては、各種制度があり、制度を論ずる場合には、能率、安定性等、種々の面からの利害得失を総合的に考える必要がある。
弁護士経験による利点	
長 所	短 所
<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊富な社会的経験を有する弁護士が裁判官となることにより、真相に適した裁判が行われ、裁判の説得力、信頼性が増す。 ・ 弁護士から裁判官を採用すると、広い視野を有する裁判官を得ることができる。 ・ 弁護士、検察官等の当事者活動を経ることにより、知識経験が豊かになり、人間の見方が錬成される。 ・ 弁護士の経験により、人権感覚を身に付けることができる点で、キャリアの経験にまさる。 ・ 依頼者に対する責任に裏付けられた弁護士の経験は、キャリアの経験とは質的に異なる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士のみが社会的経験に富むとするのは独断である。裁判官として問われるのは、個人の資質と生活態度や、そしゃく能力である。 ・ 弁護士経験でも、社会に対しては間接的なものに過ぎず、分野も限定されたものにとどまる。 ・ 弁護士の経験には、裁判官の廉潔・公正性と相反する面もある。 ・ 在野の苦勞を経ないと裁判官となる資格がないとする合理的理由がない。 ・ 社会的事象に対する知識や当事者の立場に立って思考する能力は、弁護士経験があるから優れているというものではない。 ・ 弁護士の活動は、当事者の利益擁護に傾きすぎており、適切な訴訟指揮、的確な事実認定を行うためには、当事者経験の過度の強調は疑問である。 ・ 弁護士から裁判官を選任する制度が、我が国の国民感情に適合するか疑問である。 ・ 裁判官と弁護士との職務の性質の質的相違からすると、弁護士の経験で裁判官の経験に代替することはできない。

法曹一元制度の長所と短所(臨時司法制度調査会意見書より)

そ の 他	
長 所	短 所
<ul style="list-style-type: none"> ・ 在野法曹が司法運営に責任を持つということが明確になり、円滑で能率的な司法運営が期待できる。 ・ 円滑な司法運営のために、法曹一元の制度の確立による、在朝在野の法曹の対立感の一扫、裁判所に対する法曹全体の協力態勢が必要。 ・ 裁判官の地位の向上を図るには、法曹全体で、法曹一元の制度が有用である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 英米の法曹一元の制度は、それぞれに特有な歴史的・社会的背景のもとに自然にできあがったものである。 ・ 判例法主義である英米で成立した制度は、成文法主義である我が国には、直ちには導入できない。 ・ 法曹一元の制度に必要な、法曹全体、特に弁護士全体の中の一体感・国民の信頼が欠けている。 ・ 司法の根幹に関する改革であり、一般国民に支持する熱意がない以上は実行できない。

臨時司法制度調査会の結論(意見書P48)

「法曹一元の制度は、これが円滑に実現されるならば、わが国においても一つの望ましい制度である。

しかし、この制度が実現されるための基盤となる諸条件は、いまだ整備されていない。

したがって、現段階においては、法曹一元の制度の長所を念頭に置きながら現行制度の改善を図るとともに、右の基盤の培養についても十分な考慮を払うべきである。」

法曹一元制度実現のための前提条件(臨時司法制度調査会意見書より)

- 1 法曹人口の飛躍的増加
- 2 弁護士の地域的分布の平均化等
- 3 弁護士に対する国民の信頼度の向上
- 4 弁護士の職域拡大
- 5 法曹と国民生活との親近性
- 6 国民の法意識の向上
- 7 弁護士の公共的性格の強化等
- 8 弁護士の執務の共同化
- 9 検察官の職務内容についての改革
- 10 裁判官の職務内容についての改革
- 11 裁判官の待遇の改善等
- 12 精神面における法曹一体感の強化